

争議団総指揮者 和田武一
解雇改工 山口貞則

外 男工 川辺金次
三 石田茂作
右

(四) 會社例
社長 小泉良助

(ハ) 傍聴
警察官及社員 八名

(三) 會見ノ模様

職工より先日出出ノ要求書ノ回答ヲ得ルガ為メ
社セリトノ末意ヲ告ケ社長ハ左ノ如ク回答セリ

(二) 解雇有者一ノ年 幸徳ハ平日以後一ヶ月ヲ擧ス

毎三日月ヲ擧スノ要求ニ應ジ難シ本社ニハ不文件
ノ解雇有者アリ之ヲ文後ス即ケ一ノ年未悔一ヶ月
以上一ヶ月ヲ擧ス毎二日月ヲ擧ス歟ヲ決其ス

(一) 民法ニ規定スル解雇予告有者ニ適用スル法其
ニ

(C) 休業中ノ日迄全額支給ノ件ハ契約ノ基礎ヲ
動搖セシメ且ツ就職ハ之ニ悪影響ヲ與ルンヲ
以テ應ジ難シ

(d) 解雇有者中ノ要求ト認案トノ差額一ノ年未
悔三十日以上一ヶ月擧ス毎一旦休業中ノ日迄全額
及解雇有者ニ對シテ帰仰旅費 独自者ニ平日
要帶者ニ平日ハ金一封トシテ争議団ニ贈其ス
但シ彼等歸降ニハ何等ノ差額ヲ以テスルコトナ